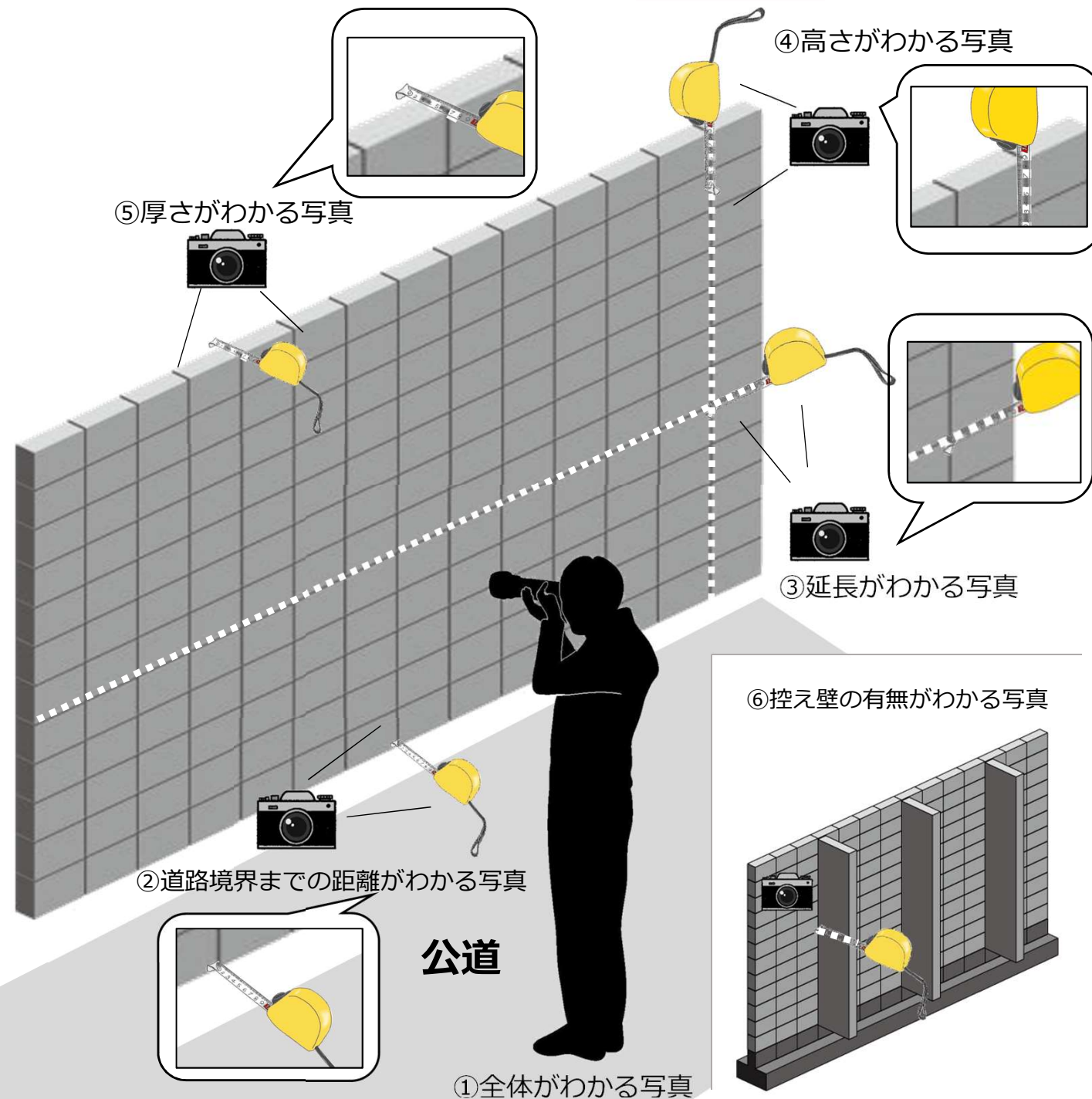


ブロック塀等撤去補助金申請にかかる写真の撮り方



①全体がわかる写真

- ブロック塀の全体がわかるように少し離れた場所から撮影してください。
- 撮影時には、左図のように、ブロック塀の延長および高さを測定していることがわかるように、それぞれメジャーをあてたうえで撮影してください。

②道路境界までの距離がわかる写真

- ブロック塀等と道路境界までの距離がわかる写真を撮影してください。

③延長がわかる写真

- 左図のようにメジャーの目盛りの写真を撮影してください。

④高さがわかる写真

- 左図のようにメジャーの目盛りの写真を撮影してください。

⑤厚さがわかる写真

- 左図のとおり、ブロック塀の厚さがわかる写真を撮影してください。
- その際、厚さがわかるようメジャーをあてたうえで撮影してください。

⑥控え壁の有無がわかる写真

- 控え壁の有無がわかる写真を撮影してください。
- 控え壁がある場合は、突出した長さがわかるように、メジャーをあてたうえで撮影してください。

※その他不適合項目に該当する場合

- 塀の傾きやひび割れがある場合は、該当箇所がわかるよう撮影してください。
- 基礎がない場合は、該当箇所がわかるよう撮影してください。